

平成 26 年 5 月 20 日

お客様 各位

応用地質株式会社  
計測システム事業部

生産性向上設備投資促進税制および  
中小企業投資促進税制の上乗せ措置について

本年 1 月に経済産業省から「生産性向上設備投資促進税制」についての案内が  
出されています。

詳しくは、経済産業省のWEBサイト  
[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)  
でご確認ください。

この制度は、

- A. 最新設備を投入して、生産性が年平均 1%以上向上する場合。
  - B. 設備投資計画を作成し、その結果投資利益率が一定以上であり、公認会計士等を通じて経済産業省に申請し認められた場合。
- 上記AまたはBのどちらかの条件を満たす場合には、税制優遇措置（即時償却または税額控除 5~10%）が受けられる制度です。

弊社が販売している製品においても「A」の条件に合致する製品が現状下記 5 品目  
ございます。（今後も対象機器が増える可能性もありますのでお問い合わせください）

- ・デジタル地下レーダシステム ユーティリティスキャンDF
- ・高精度デジタル挿入式孔内傾斜計 デジタルQティルト 6000  
（プローブとハンディロガーのセットが必須）
- ・PS検層データロガー McSEIS-PS
- ・微動探査用データロガー McSEIS-MT NEO（3成分）
- ・電気探査・電気検層複合型収録装置 McOHM-EL2

上記品目のご購入を決定された場合にお知らせいただければ、本制度の適用を受ける  
為の「証明書」を発行いたします。証明書は税務申告の際に確定申告書等に添付する  
こととなります。なお、実際に税制優遇措置が受けられるかどうかは設備された機器を  
実際に業務で使用されているかどうか等を踏まえて税務署の判断となりますのでご承  
知おきください。

また、証明書の発行費用は弊社で負担させていただきますので、この機会に該当機  
種の新規ご購入を積極的にご検討いただきますようお願い申し上げます。

本件に対するお問い合わせ先  
サービス開発部  
029-851-5026  
e-mail seihin@oyo.jp